

## 議案第 4 号 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項第1号ア中「6,800円」を「7,300円」に改め、同号イ中「3,300円」を「3,550円」に、「2,900円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,150円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第25条の2第2項第1号の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例第25条の2の規定に基づいて、平成30年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた夜間看護等業務手当は、改正後の条例第25条の2の規定による夜間看護等業務手当の内払とみなす。

### 説 明

国家公務員の特殊勤務手当の改正に鑑み、北海道職員の特殊勤務手当について、夜間看護等業務手当の額の改定を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 5 号 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例  
特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（昭和60年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不均一課税（第27条－第29条）」を「課税免除等（第27条－第31条）」に改める。

第2条第6号中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に改める。

第7章の章名中「不均一課税」を「課税免除等」に改める。

第27条中「次条及び第29条」を「以下この章」に、「特定事業者（）」を「移転型特定事業者（）」に、「次条に」を「次条及び第29条に」に、「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「に限る」を「をいう。次条及び第30条において同じ」に改め、「法人の事業税の所得割の税率又は個人の」を削る。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（不動産取得税の課税免除等）」を付し、同条中「特定事業者（公示日から平成30年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者に限る。次条において同じ。）」を「移転型特定事業者」に、「限る。）」を「限る。次条において同じ。）」に、「の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1」を「を免除するもの」に改める。

第29条の見出しを削り、同条中「特定事業者に」を「移転型特定事業者に」に、「の税率は」を「次条において同じ。）」を、第1年度にあっては免除するものとし、第2年度及び第3年度にあっては」に、「次の表の左欄に掲げる特定事業者の区分及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、当該右欄に定める割合」を「第2年度は4分の1を、第3年度は2分の1」に、「とする」を「で課するものとする」に改め、同条の表を削り、同条を第30条とし、同条の前に見出しとして「（道固定資産税の課税免除等）」を付する。

第28条の次に次の1条を加える。

第29条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特

定事業者（公示日から平成32年3月31日までの間に認定を受けた特定事業者であって地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施するものをいう。第31条において同じ。）については、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、北海道税条例第44条の規定にかかわらず、同条に規定する税率の10分の1とする。

本則に次の1条を加える。

第31条 特定地方活力向上地域内において、認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設した拡充型特定事業者については、当該特別償却設備である償却資産に対して課する道固定資産税の税率は、北海道税条例第89条の4の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じた税率とする。

不均一課税をすべき年度	割合
第1年度	10分の1
第2年度	3分の1
第3年度	3分の2

附則第3項中「第28条」を「第29条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第7章の規定は、平成30年6月1日以後に新条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る課税免除又は不均一課税について適用し、同日前にこの条例による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例第27条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税及び道固定資産税の不均一課税については、なお従前の例による。

地域再生法の改正に鑑み、地方活力向上地域における不動産取得税等の課税の特例について課税免除の措置の追加等を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 6 号 北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例案

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例（昭和58年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 法第10条第4項に規定する基金の取崩しを行う場合には、当該取崩し後の基金の額の5分の4に相当する額を同条第2項の規定により国から交付を受けた補助金の額とみなして前項の規定を適用する。

第3条第1項中「、第5条の規定により基金に編入した額（知事が使用しないことと決定したものを除く。）に限り」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 説 明

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の改正により基金の取崩しに係る事項が定められたことに鑑み、基金の使用の方法等を改正することとするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 7 号 国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例案

国営土地改良事業負担金等徴収条例等の一部を改正する条例

(国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第1条 国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和30年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「より災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧(以下この項において「災害復旧等」という。)」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

(国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(平成元年北海道条例第67号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「及び第10項」を「、第10項及び第11項」に改め、附則に次の1項を加える。

11 平成元年経過措置対象事業のうち土地改良法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第102号)の施行の際現に行われている国営土地改良事業によって生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧(以下「災害復旧等」という。)を併せ行う場合における当該国営土地改良事業に係る負担金(当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者から元利均等年賦支払の方法により徴収するものに限る。)についての元利均等年賦支払の支払期間は、附則第6項の規定にかかわらず、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度の初日から起算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国営土地改良事業負担金等徴収条例第4条第2項並びに国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例附則第4項及び第11項の規定は、平成30年4月1日から適用す

る。

## 説 明

土地改良法施行令の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 8 号 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の2の項の次に次のように加える。

14の3 建築基準法第43条 第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	50,900円	認定申請のとき
---	-------------------------	---------	---------

別表第1の15の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同表の39の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

39の2 建築基準法第85条 第6項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築許可申請手数料	196,000円	許可申請のとき
---	------------------------------------	----------	---------

別表第1の89の項を次のように改める。

89 削除			
-------	--	--	--

別表第1の89の2の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

建築基準法等の改正に鑑み、1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可の事務に係る手数料について定める等所要の改正を行うこととするため、この条例を制定しようとするものである。

# 議案第 9 号 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

## 北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例

北海道建築基準法施行条例（昭和35年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第56条」を「第49条」に、「第7節 特殊建築物等の防火構造等（第57条―第60条）」を「第7節 特別の配慮を要する特殊建築物（第50条―第57条）」に、「第60条の10」を「第58条―第60条」に改める。

第1条並びに第2条第1項及び第2項中「第43条第2項」を「第43条第3項」に改める。

第14条中「。第57条において同じ」を削る。

第21条第1項の表中「積雪荷重によって生ずる力」の次に「(短期に生ずる力の積雪時の状態以外の長期及び短期の各応力度を計算する場合は、知事が定める方法により計算した積雪荷重によって生ずる力)」を加える。

第50条から第56条まで及び第3章第7節を削る。

第60条の2第1号中「診療所」の次に「(患者の収容施設があるものに限る。第52条第4項において同じ。)」を、「児童福祉施設等」の次に「(令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。第52条第4項において同じ。)」を加え、第3章第8節中同条を第50条とし、第60条の3を第51条とし、第60条の4から第60条の7までを11条ずつ繰り上げる。

第60条の8中「第60条の3」を「第51条」に、「第60条の2各号」を「第50条各号」に改め、同条を第56条とする。

第60条の9中「第60条の3から第60条の7」を「第51条から第55条」に、「第60条の2各号」を「第50条各号」に改め、同条を第57条とする。

第3章第8節を同章第7節とする。

第3章の2中第60条の10を第58条とし、同章に次の2条を加える。

第59条及び第60条 削除

第61条の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「の仮設建築物」を「に規定する仮設興行場等」に、「第60条の4第3項第2号」を「第52条第3項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものについて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。

第61条の2第1項中「、第36条第1項並びに第57条」を「並びに第36条第1項」に改め、同条第2項中「、第35条第1項並びに第57条」を「並びに第35条第1項」に改める。

第62条第2項中「第60条の3第2項」を「第51条第2項」に改める。

第62条の2第1項中「第43条第1項ただし書の規定により」を「第43条第2項第1号の規定により特定行政庁の認定を受けた建築物又は同項第2号の規定により」に、「第60条の3第2項」を「第51条第2項」に、「第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道又は」を「第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは」に、「第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道若しくは」を「第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは」に改め、同条第2項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改める。

第63条第1項中「、第57条又は第60条の3から第60条の7」を「又は第51条から第55条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項の表の改正規定は、平成31年1月15日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 説 明

建築基準法等の改正に鑑み、診療所等に係る防火構造の規定を廃止する等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定しようとするものである。

## 議案第 10 号 北海道立学校条例の一部を改正する条例案

### 北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 北海道共和高等学校の項、北海道滝上高等学校の項及び北海道新得高等学校の項を削り、同表北海道幕別高等学校の項の次に次のように加える。

北海道幕別清陵高等学校	幕別町
-------------	-----

別表第1 北海道根室西高等学校の項を削る。

別表第2 北海道函館五稜郭支援学校の項の次に次のように加える。

北海道函館高等支援学校	函館市
-------------	-----

別表第2 中「北海道中標津高等養護学校」を「北海道中標津支援学校」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

### 説 明

新たに幕別清陵高等学校及び函館高等支援学校を設置し、共和高等学校等を廃止するとともに、中標津高等養護学校の名称を変更することとするため、この条例を制定しようとするものである。